

日本記者クラブ会報

記録版

■昼食会 八月二十九日（水）

幅のある理解力で 事件の本質おさえたい

原田 明夫 検事総長



東京都「代田区内幸町一丁目一
日本プレスセンタービル
○社団法人 日本記者クラブ
電話 ○三三一・五〇三一・七二二

犯罪捜査はパズル絵に似ている。もちろん、出来上がりの図柄が最初から決まっているわけではない。パズルの片数も不明だし、供述という一片からすべてが変形していくこともある——刑法犯の急激な増加、動機が見えない現代社会の新しいタイプの事件に、検察としてどう立ち向かうのか。自身の捜査論を展開しながら、司法制度改革にも触れた。

最初に最近の犯罪情勢について、どういう見方をしているのかをお話します。二番目に検察としてそういう問題に対してもう一度から対処しようとしているかについてお話し、三番目に司法制度改革審議会が、司法制度改革にどう対応しようとしているのかについて申しあげたいと思います。

まず犯罪状況。新聞で最近、刑法犯が非常に増加している問題や、外国人による犯罪、女性による犯罪、少年による犯罪などについていろいろな問題点が指摘されています。わたくしが刑事局長だったころは、「犯罪件数そのものは増加していないけれども、複雑化、多様化、国際化、凶悪化が目立つものがあり、

その対応に時には十分でないものがある」というとらえ方をしていた。つまり、件数そのものは伸びていないけれども、中身的にはなかなか手ごわい状況になつていて、検察の現場でも苦慮している。そういう流れだったと思います。

ところが最近の十年間を見ると、刑法犯の認知件数が約五割増えている。平成三年ころは年間二百二十八万件くらいだったのが、昨年は三百二十五万件。しかも最近五年間の伸びが大きい。そういう状況を反映して、少年施設も含めた刑務所、拘置所などの被収容者数が、このところ極めて大きな勢いで伸びています。

もちろん、終戦直後はもつとたくさんの被収容者がいました。昭和二十四年、戦後の混乱がピークに達した時は九万六千六百人を数えています。それが徐々に下がってきて、昭和六十年ころには五万五千人といわれた。その後さらに下がり続け、平成四年には四万五千人。そこで底を打った。

それが、ちょうどバブルが崩壊するころか

12ページ

地方への税源移譲で
多核型の都市政策推進を

太田房江

大阪府知事

ら増勢に転じた。最近五年間は特に多く、昨年末は六万人を超えた。被収容者が一人増えていることは、大変なプレッシャーです。この七月にはついに六万四千人に達してしまい、減る兆しもない。

実は被収容者が減っていたころ、矯正局所管の職員数が減らされていったことがあります。公務員の人員削減が五ヵ年計画で行われていたころです。法務省全体でも落とさなければならなかつた。ですから、いつたん減員をして、それから必要な人員だけを必要なところに増員するという手法を取りました。つまり公務員全体の中では数を抑え、そのうえあまり急を要しないところから、そうできないところに人を振り向けていくという総定員法管理という考え方です。当時はそういう方式を取らなければならなかつた。しかしそれも結局は、事件数など数量的に表されたもので人員の増減をしていくことになります。当時は民事の登記件数がとてもなく伸びていたので、法務省の中では民事局に人員を増やすということを行わされました。

雑居房に二段ベットの刑務所も

このように必要なところには人をつけてもらえるといつても、刑務所、拘置所関係は被

収容者が増勢になつてもなかなか増やせないのが現状です。ですから、法務省全体の中を見ると、今刑務所は大変な時期になつていています。

先日、あるところを見てびっくりしたのです。六人用の雑魚寝の収容房に二段ベッドを入れ、一人増やせるようにしてある。「こんなうまいことができるのなら、どうして全部二段ベッド式にしないのか」と聞いたら、「あまり増やすと空気が薄くなつて暴動が起きる」と言うのです。収容し過ぎると身体がおかしくなるので、一人しか増やせないといふことです。最近はそんな状況にまでなりつつある。

これは大変なことなので、法務省としては実情を理解してもらうために矯正局を中心にしてデータを提示したりしました。そうしたことから、最近は刑務所からも被収容者の増加に備える場所をつくるなければならないという声が出てくるようになりました。おそらく来年度の予算要求にはそういうことも出てくると思います。

ですから、行政改革の大きな流れの中で身軽にしなくてはならないところはあるけれども、増すべきところは増やそうじゃないかということがあるわけです。難しいことです。

このように必要なところには人をつけてもらえるといつても、刑務所、拘置所関係は被

司法制度改革の中で、裁判官や検察官の増員も内閣レベルで取り上げるようになつてきました。これも大変なことです。

行政政府の中である特定の分野を一人増やすということがどんなに大変かは、そうした作業にあたつた人間にとつては悪夢のような思い出です。一例をあげますと、わたしが人事課長をやつていた時、入国管理事務所の人員を増やせという話がありました。出入国数が大変な勢いで増えていたころです。法務省もどちらかといふと縦割り組織で、人事異動がなかなかできない。そうなると、大世帯のセクションはそれなりに人員の調整ができるけれど、小さいところはなかなかできない。入管はせいぜい千数百人の世帯ですから、十年間でもひとケタの純増だつた。そういうことを知つたものですから、検討をお願いして、大きなところから人を出そうということになりました。大量の密入国者が出了時は検察事務官を応援に出すということもしました。ですから、人員要求を抑えるというのは大変なのです。それでも入管はあまりにもひどいと、その後かなり増やしていくきました

このように刑事司法全体から見ると、われわれが取り扱おうとしていることについて数のプレッシャーが相当出てきたという感じが

します。しかし、日本は世界的に見ればまだ良い方の類だと思います。アメリカの司法省がある報告書を出しています。ヘラルド・トリビューンやニューヨーク・タイムズも社説で取り上げましたが、アメリカの被収容者数は二〇〇〇年末で二百万人です。刑務所だけの収容者は百三十万人。州と連邦を合わせた数です。アメリカでは刑務所が足りないので収容を民間に委託している。それが産業として成り立っているのです。その費用が昨年は三百億ドル（約四兆円）になったというのですから、大変な金額です。カリフォルニア州では、教育や福祉予算を凌駕する犯罪対策費がかかっている。しかし日本はそんな状況ではないし、犯罪が世の中の問題の重要なイシューにはまだなっていないような気がします。選挙のイシューでも犯罪対策を取り上げる政治家はありません。

アメリカでは大統領選挙はもとより、上院や下院選挙、さらに検事正や裁判官に立候補する際にも、法秩序の維持がかなり大きな争点になります。社会の安全という面では、トップ・プライオリティに近いものがあると思います。でも、日本はそうじやない。ヨーロッパの主要国と比べても悲鳴をあげるほどではないと思います。

ただ、最近の犯罪数の大きな増勢は、不況

など経済状況と関係があるかもしれません。でも、生きるために犯罪を犯すという人は、日本では少ない。よくアメリカ人から「日本はなぜ犯罪が少ないのか」と聞かれます。わたしはそのたびに「日本は島国で狭く、人口も多いので犯罪を犯すと必ず見られる。だから、みんな気をつけるんだ」と冗談めかして言うのですが、相互けん制という効果は確かにあります。また、これだけ一人当たりの国民所得が多くなってくると、生きるためにとか食べるため罪を犯す人は少なくなった。そういう意味では日本の犯罪状況は、社会的なイシューとして大袈裟に騒ぐことはないという見方もあります。

ビジネスとしての犯罪の影

今の犯罪傾向の中で特徴を挙げるとすれば、ひとつは動機です。どうしてここまでやらなければならぬのか、理解に苦しむ犯罪が目立ってきたという点があります。少年犯罪にも同じことが言えます。「なんでこんなことをするんだろう」「動機はなんだろう」——お母さんが子どもを殺す。隣の子どもを殺す。一体何なのだろう。少年だけでなく、大人の場合も同じようなことが起こっています。

もうひとつは、ビジネスとしての犯罪の影を感じます。アメリカのマフィアを例にするとき分かるのですが、彼らは感情的に怒りに乗じて殺すとか、精神的におかしくなつて殺すのではない。ビジネスとして人を殺すわけです。数年前、阪和銀行の副頭取が射殺された事件。さらに住友銀行の役員が相次いで襲われ、名古屋支店長が射殺された。それから富士フィルム専務が刺殺された。富士フィルムの事件は幸い犯人が挙がりましたが、共犯とされた者は無罪でした。どうしてかが突き止められない。阪和銀行と住友銀行の場合はついに分からぬ。こういう犯罪はビジネスとして、つまり殺すことによってなんらかの目的を達するという背景があります。そういう影がいろいろなところにあるよう気がします。

こういうものの影は皆さんのお聞きになることもあります。その恐怖感は大変なものですね。本人はまだいいのです。最近は家族まで脅かされる。たとえば、孫の名前を挙げて「ここに行っているんだろう」とでも言わると、自分は仕方ないにしても家族までやられたらかなわないという気持ちになります。

このようなビジネスとしての犯罪の影は、今着実に進んでいるような気がします。これ

は大きな問題です。ですから、わたしどもは断固として戦わなければいけないと思います。しかし、法執行機関に対する信頼感がなかつたら、対抗できない。「金で済むことならいいじゃないか」と考えられた場合にはそうなってしまうのです。

増加する逃がれて恥じなき輩たち

もうひとつは、逃れて恥じなき輩がいるということです。自分のガールフレンドを使つて保険金目的に人殺しを続けていた人間が記者会見まで行つて「オレは知らん」とやつて捕まった関係者が完全自供して公判廷で明らかにされつつあるのに、いまだに知らぬ存ぜぬを決め込む。あるいは外国の女性を次から次へとどこかに連れ出して、薬を飲ませて乱暴する。これも、どんなに追つても知らぬ存ぜぬです。現場の意見を聞いてみると、神妙にするとか、しようがなく話すといった価値感に大きな変換が起きているような気がします。つまり、しゃべつてもしやべらなくとも同じだという感じです。

確かに法理論的には黙つていたら不利益には扱われない。そのとおりなんです。しかし、実際の犯罪の現場、捜査、公判の現場ではそんなきれい事ばかりでは通らない面がある。

そういう者に対してもピシッとガードをしていかなければならないと思います。

最近は本当のこと話をしてもうことが難しくなった。しかし、これは当然のことで、言いたくないものは言わないものなのです。アメリカでは聖書に手を置いて宣誓したら本当のことを言うといいますが、あれもどうかと思います。典型的なのはニクソン大統領の法律顧問だったジョン・ディーン。この人は三十代はじめで大統領の法律顧問になつた人です。その彼がよくここまで話したなと思うくらい全部検事に話した。取引なんですね。もし話さなかつたら、最低十年は宣告される、話せば二年で済むということで彼は全部話したのです。

アメリカはそういう取引の社会だからという面もありますが、わたしはこれは人間の性だと思うのです。どんな人でも、黙つていても得にも損にもならないとなれば話さない。やつたことは仕方ない。しかし、最もその人のためになるように、本当のことを話してもらつてそれを法廷に提出する。被害者にもその感情を伝え、弁護士にも協力してもらいます。

地域社会との協力が必要な時代に

先ほど訳の分からずの犯罪のことを申し上げました。実はこれは、訳はあるのに明らか

つた方が心証が良くなつて少しはまけてくれる：そう思わないとしゃべらないでしよう。

わたしは人が悪い方で天地神明に誓い、本当に恥じて後悔してしゃべる、ということをされほど信用しない。それだけで世の中が律せられるかというと、そうではない。そう思つて相手に立ち向かわないと、とんでもないことになる。かなり話してもらつた、全部話してくれたと思っても、実際はせいぜい六、七割です。そのくらいの気持ちで接していると、後でとんでもないことになるというのが、われわれの世界なのです。現在の犯罪状況の中ではそうした問題を感じているわけです。

ですから、やはりピシッと法執行することが大事です。いわゆるビジネスとして犯罪を犯す人、逃れて恥じなき者に対しては犯罪はペイしないことをはつきり教える。犯罪をして素知らぬ顔をして過ごそうとしたら、必ず一定の制約を受けることを分からせる。そういう法執行を刑事司法の現場で実現する必要があると思います。

にできないのかもしれないし、あるいは、そこまで証拠を収集できる能力が足りないのかかもしれません。しかし、捜査機関や刑事司法に携わるわれわれだけでは、どうしようもない面もある。

ですから、他の行政機関や地方公共団体を含めた地域社会の協力を得る必要もあると思います。N G OとかN P Oなどの団体にも、社会を守ろうという空気が表れてきています。そういう人たちとも協力して、犯罪の背景や動機、犯罪の広がりへの対応策を考えていける社会にしなければいけない。われわれはそのために努力しなければならないし、必要な情報は公開し、話し合いもしていく必要があります。

プライベートな領域は私利私欲だけで動くと言う人がいますが、わたしは違うと思います。自分にしてもらいたくないことは他人にもするべきでないという考えは、まだ残っています。ですから、いろいろと呼びかけて共同体として犯罪を少なくしていく。訳の分からぬことが起こらないように努力しなければならない。若い検察官たちはそういう方向でいくようお願いしているところです。

最近大きく言えば、自由と社会秩序、自由と規制、あるいは公益的なものと私的なもの

をどう考えるかという問題があるように思います。市場、マーケットに任せればいい、経済的な利害や損得で動く市場に任せればいい、まくるという考え方がある一方で、規制するのではなくようという考え方がある。わたしは個の側にもそういうものを考える要素は残っています。それがなかつたら、社会はうまくいかない。

評論家、政治家などにも公と私を識別しないでパブリック的なものを考える契機を、いろんな形で見つけようじゃないかという面が始めている。いわゆるアメリカ的なグローバライゼーションとはちょっと違う面です。これはヨーロッパやイスラム世界、アジア諸国にもつと強調していい気がします。アメリカにもそうしたことを研究し、発言する人もいますが、あまり表には出で来ない。わたしは犯罪を取り扱う場合、法執行する者だけが粹がつて独善に走ったり、専門的なものだから任せてくれなどと言える時代ではなくなったと思います。

いろんなことをやつて失敗しても、損にはならないと思います。人間は失敗からも学べるわけです。どうしてもやらなければならることは限られています。若い検事が先輩よリスマートに事件の本質をつかんだ調書を取り、それを公判で提出するケースを見つけるとわたし自身も励まされるし、できるだけ取り上げて紹介するのです。ただ、悪いものはいくら紹介しても役に立たない。「わたしはやつていい」という人がほとんどです。しかし、良い例を紹介すると「なるほど」とい

専門家集団として感性みがく

司法制度改革に関するわたしの基本的態度は、そういう観点から考えたものです。いくつかの論点はありますが、さきほど人員のことを中心あげたとおり、検事数を増やしてほしいし、スタッフの数も増やしてほしい。今、現場は日曜、祭日もなく飛び回っている。伸び切ったゴムのような状況になつてゐるんじゃないかと感じています。それでも小さな政府にしなくてはならないし、公務員の数も減らせと言われる。そんな中で不必要なことをやられては困りますから、必要なことに精力を注ぐためにはどうしたらいいかということを検討してもらっています。

いろんなことをやつて失敗しても、損にはならないと思います。人間は失敗からも学べるわけです。どうしてもやらなければならることは限られています。若い検事が先輩よリスマートに事件の本質をつかんだ調書を取り、それを公判で提出するケースを見つけるとわたし自身も励まされるし、できるだけ取り上げて紹介するのです。ただ、悪いものはいくら紹介しても役に立たない。「わたしはやつていい」という人がほとんどです。しかし、良い例を紹介すると「なるほど」とい

うことがあり得るわけです。

ですから、人を増やすと同時に、それぞれの感性を高めてもらう必要がある。いくら人を増やしても、そういう面が対処できなかつたら、役に立たない時代になつたと思ひます。専門家集団として袋小路に入らず、目を開いていろんなところに表れている反応を吸収できる人がほしいと考えています。

ローラー・スクールの構想はいろいろあります。若いころドイツに留学しました。あちらの検事たちと話した時に、ある人はその町の中世の歴史や音楽を勉強したという。そして学士になつた後、法学校に入つて検事になつたという人がかなりいた。わたしは「お前の専門は何だ」ときかれてかなり困つた。「刑法訴訟法だ」と言うと、首をかしげて「そんなものは専門じやないんだ」と切り返された。歴史や哲学を学ぶ。あるいは美学とか文学を学ぶ。そういうのが専門であつて、そこを乗り越えてくるのが司法の専門家なんだと言つていました。アメリカでも大学を卒業してからロー・スクールというコースです。

今の司法試験や若者が駄目だというわけではありません。どんな環境や状況にあっても、百人いれば十五人や二十人はすばらしい素質の人が出できます。しかし、主力を占める大数の人が、重箱の隅をほじくるような専門

的な勉強だけを何年も積み重ねて合格する。そういう制度は、間違つていたと思う。やむを得ない面もあるので、そのこと自体を批判するつもりはありませんが、人の生命とか財産にかかる問題を扱い、人間生活の基本を扱う法律家には、余裕があつて、物事の理解力に幅がある人材がほしいと思っています。

検事総長になつた時、口幅つたい言葉ですが、「われわれは胸に落ちる検察をやろうじゃないか」と言いました。「胸に落ちる」という表現は難しいし、日本語じやないという指摘もありましたが、「届いていない」という感じはお分かりいただけます。いくら派手に報道される事件でも、専門家やその道に携わっている人からすれば、どうも響いて来ないとというケースがあります。格好をつけるだけ、華々しいだけであまり意味がない事件ではなく、「届かないまでも、求めるものの近くまできたな」と感じられる事件を手がけようということです。

遠山の金さんがよく「一件落着」と言いますね。事件が終わつた時は、まさに「一件落着」と胸がスーと/orするものをやろうじやないかということなのです。あまりマニュアルとか基準とかにとらわれず、「自分は今、何のためにこの事件をやつてているのか」「この人から何を事情聴取しようとしているのか」

を常に考えながらやつてほしいと思つています。そして、考えた結果、それに沿つた反応をしてほしい、検察としての対処をしてほしいと思います。

質疑応答

津山昭英企画委員（代表質問） 逃れて恥じなき輩というのか、しゃべらない人は確かに増えてきた。また、裁判も非常に長期化して難航する。これについてキチッと対応するとなつしやつたのですが、たとえばイギリスのように黙秘権の制限を具体的に必要と考えていらっしゃるのかどうか。

また、地域社会や行政機関が一体となつて新しい犯罪を抑制する規範を持った社会を作らなければならないという趣旨でしたが、そこににおける検察の役割がどんなものか、ちよつと分かりにくい。結局、国民が納得いく検察権の行使ということもひとつポイントになるのではないか。それから犯罪被害者に対するケアもポイントになつてくるのではないか。

原田 わたしはトータルでいうと、かなりやつてゐると思います。傾向が危ないと言つて、すぐにやらないととんでもないことにな

るとは思いません。若い検事たちの調べの状況など、いろんな話を聞いてみると、調書が出来上がってきた場合、それを所与のものとして考えてしまう傾向がある。それももちろん重要なファクターです。しかし、人から話を聞く場合は、その人の人間的な交流にも踏み入って、もう少しキチツとした調べができるのかということです。それでも残る問題はどうしてもあるでしょう。そういう意味で、刑事訴訟法的な捜査段階にも新たな展開を考えてもいいのではないかということが、いろんな形で言われています。

イギリスのような黙秘権行使について一定の制約をすることは、ただにはどうかなと思います。日本はまだそこまではいっていない。ただ、最終的にはそうした状況も出てくるかもしれません。

それより、ある種の証言強制を研究する必要がある。検事と裁判所の仕組みを作り、アメリカのグランド・ジュリ（大陪審）による捜査の手続き的なものも視野に入れる必要があると思います。しかし、これにはいろんな条件があるでしょう。われわれがもつとやるべきことをやって、どうしようもないということにならないと、こういうことはうまくいかないと思います。

刑事訴訟の捜査論は、いろんな制度や弁護

権の行使の仕方というものが長い間に固まってきてバランスが出来上がっていきます。したがって、どこかをいじると、必然的に他のところにも触ることになりますので、総合的にやらなければいけない。わたしは、それらを今すぐやれるという自信はありません。それより先に、もう少しやるべきことをキチツとやりたい。そして、問題点を新たにして刑事司法における真実の発見のための手続きを、いろんな角度から研究してもらいたいと思う。

検察官が司法手続きで新たな制度を持つ場合には、逆に弁護権の保証とか、それに対するカウンターバランスを考えていかなければならぬと思います。アメリカの刑事案件のほとんどのケースはアレインメント（有罪答弁）の中で有罪を認めてカタをつける。陪審にかかるのは数パーセントでしょう。もちろん、有罪を認めるためには取引的なことがあって、一段軽いもので処理していくことはあると思います。

それから、日本では捜査段階で話したこと、が、公判で覆ることがよくある。アメリカではほとんどない。二人の異なった官憲に異なったことを言うのですから、どちらかがウソなのです。だからそれだけで公務員に対する虚偽答弁ということで有罪になる。そういう

制度を持たないで虚偽、偽証を処罰しようとすると、何が虚偽だったかをほじくり返すとなると、大変難しい側面がある。ですので、日本では偽証で有罪になつた例はほとんどない。しかもアメリカみたいに証拠隠滅に対する裁判所侮辱罪のようなものの適用がないとなると、開き直った人がやりたい放題という可能性がある。今のところはそういうものを前提として工夫をしながらやつてているわけですが、それを尽くしたうえで、今の状況はどうだという議論があると思うのです。

二番目の地域社会との連携。これは例えば公費で法律相談所や弁護士事務所を作り、そこへ行けばアドバイスしてくれるというようなことです。そういうところができると、いろんな問題をそこで仕分けして必要な行政機関にものを言うことができる。また、必要な対処方策に関する意見を検察に言ってもらうこともできる。NGO的なものがどう関与するかは難しいのですが、例えば最終的に物事を適正に処理していくための開かれたフォーラムなど、意見を調整する場はできるのではないだろうか。

それから国民の納得、被害者の満足、検察審査会の活性化につながるという意味で、司法制度審議会の中でも「ある種の拘束力を持たせたらどうか」という意見がある。これも

十分考慮できることだと思います。今も検察官は起訴相当の回答が出てくると、大変深刻に考える実務になっている。場合によつては付審判手続きのような形にすることも考え得る。

国民の納得という点でもうひとつ。わたしが刑事局長時代、「隼ちゃん事件」というのがあつた。小学生のお子さんがダンプカーにひかれて亡くなつた。お母さんが原因究明に大変熱心になられて国会でも取り上げられた事件です。あのケースはわれわれも非常に反省する面がありました。交通事故で亡くなつたり、重大な被害を受けた事件の処理に対する感じ方が、いろんな面で足りなかつたのです。その後はこういうケースについてもつとマンパワーを投入し、時間を割いて考えていくようになりました。この隼ちゃん事件は再捜査の結果、起訴できて有罪になりましたが、どういう点を注意していったらよいのかを学んだ例だったと思います。

津山 司法制度改革の大きな目玉は裁判員制度です。この制度になると、難しい問題がいっぱい出てくる。まず、一般の人を長期間拘束できない。それから調書裁判と言われていますので証人尋問が中止にならざるを得ない。検察は実務を通じていろいろ準備をしな

くてはならないと思います。どうお考えでしょうか。

原田 一般国民が裁判の現場に関与する必要性についての議論はあってもおかしくない。最終的にどういう形で制度化されるかどうかは、もう少し議論してもらつ必要がある。

マスコミの世論調査では、一般論として裁判員制度は結構だが、自分が参加するのは問題だ、やりたくないという反応がかなり多いと報告されています。参加を強制し、しかもある一定の事件については必ず参加となつた場合の国民の負担の問題がありますから、もう少し議論を深めてもらう必要があると思います。われわれもその過程で対応策はとつていかなければならぬ。

それには裁判の活性化ということがあります。今の刑事裁判は弁護人も裁判所も中身が調書で分かつてゐるから、調書裁判ということになるのです。ですから、最初から最後まで全部争うというケースは少ないわけです。もちろん、争点をもつと絞り込んで公判廷で分かりやすく立証する工夫の余地はありますし、そういうことはやるべきだということで検討してもらつています。

例のオウムの麻原事件にしても争点は決まつてゐる。絞り込んだ争点、絞り込んだ証拠

で判断してもらうことを今のシステムの中で工夫していけば、一般的の国民が参加した場合にも判断できるようになるのではないだろうか。

津山 麻原事件は非常に多くの訴因がある。和歌山のカレー事件も長期化が予想される。いくつかに絞つて訴因を取り下げればかなり早くなるのではないか。裁判の長期化によって国民の公平感を損なうのと、訴因を取り下げるによつて損なうことのどちらが大きいかということを考えると、早く裁判をやつた方がはるかに国民の正義感にかなうのではないか。

原田 和歌山のカレー事件は、具体的な問題はよく分かりませんが、オウム事件は東京高檢にいたるに、いろいろ考え、ある程度絞り込みはできたと思います。ただ、人が亡くなつてる場合、これを落とすことについての決断はなかなか難しい面がある。それからいくつか残した事件を立証しないと、オウム事件の全体の性格が明らかにできない側面がある、というのが現場の判断でした。ただ、あれだけ絞り込んだので立証も進み、見通しも立てやすくなつていています。さらに工夫する必要はあるかもしれないけれども絶えず

点検して、国民から不信感で見られないよう努めを続けたいと思つています。

今静行（個人） 政治家絡みの犯罪が後を断ちません。政治家が絡んでくると特別の思ひというのか、そんな対応の仕方が検事の身についているのか。フランクな考え方を聞かせていただきたい。

原田 検事たる者はバッジをつけた人をやつつけないとやつた気にならないではないか。元気出せ」と言う人がいないではない。

政治家が絡んでくると、必要以上に慎重になるのではないかと言う人もいる。わたしはキヤリアで、在職約三十五年。検察庁に半分、残り半分が本省、外務省出向の勤務です。

「赤レンガ派の頭目」と紹介されることも多い。「あいつが来たからにはすぐ事件を止めんじやないか」と言う人もいる。

しかし、わたしは今まで証拠がキチンとしているのに、その事件を止めたというケースは知りません。第一、止めようがない。検察はそういうシステムにあります。ですから、若い人たちに政治家だから「手心を加える」とか「ややこしいから止めとけ」などと言つたこともないし、またそのつもりもありません。

ただ、特捜部あたりで検察官が自ら捜査する場合は起訴できる見通しが立たないとなかなか手がつけられません。最近は内偵を進めると、その先々にマスコミの目が光っていてすぐ表に出てしまうので、やりたいこともやれなくなる。捜査というのはやられている人間は勘づいてもいいのですが、こちらの目的が分からぬうちに証拠を集めて立件しないと難しくなる可能性がある。その間に、人の供述も固めなければならない。その場合も口止めされたり、違った絵を書かれたら全部狂ってしまう。

ですから捜査は、どういう人間が関与して、そこで何が話され、どういうものがつくられ、どういう結果が出たかというように、社会的事実として流れていく中で、その具体的な事実をおさえていきたいわけです。そのうえで、こう切つたら、こう絵が書けるというのが犯罪捜査なのです。最初から贈収賄と決めつけて証拠を集めるのは非常に危険性があります。売り込んできたネタに乗つかってえらい目にあつたケースはあまたあります。

犯罪捜査は、パズル絵によく似ています。しかし、パズル絵は最初から形が決まっています。パズルの数も決まっている。しかし、捜査の場合は、パズルの一片が供述だつたり、記憶だつたり、あるいは書かれたものだつたことは起こらないと思います。

特捜部が手がけるような事件は検察全体としても責任がありますから、勝手になんでもどうぞ、というわけにはいかない。それなりに影響はあるわけです。ただし、明確な証拠とそれを支える絵が見えれば、どういうケースでもやり得ると思うし、やるべきだと思います。そういうものを途中で止めるようなケースは寡聞にして知らない。届かなかつたケースはいくらもある。絵が書けなくなつてしまつたケースです。それを止められたとみるか、至らなかつたとみるか、いろいろ考え方はある。事件は重要であればあるほど、いろんな人の力で長年かけて絵を見つけていくわけですから、それを見つけた段階では、どうこうすることはできないし、またそういう

先ほども申しましたように、あるウワサ話をキヤッチしたり、ある人がこういうことを知っていますよという話がきても、その人が腹を割つてくれるというのは実に少ないので。日本人には善くも悪くも、分かつたうえで人様の不利になることを話す習慣がないのです。アメリカではジョン・ディーンのように「あなたがしゃべらなかつたら、どうなるかわかりませんよ」と言われてクラッとする場合はある。まあ、日本でも動かぬ証拠があるって、それへの関与を認めざるを得ない時、それはひとりではできないというのでいろんな形で広がっていくことはありますね。やはり地道な捜査は大切です。

ジョン・ディーンが書いた『ブラインド・アンビション』には、こんなケースが出てきます。仲間のMさんとワシントンの料理屋で話していた時、かれはともるロウソクに手をかざす。ジリジリと肉が焼ける音がする。「どうだ、こうなつてもしゃべらないのがプロだぞ」と。本当のプロでないかぎり、そんなことに耐えられる人なんていない。日本ではそんなことをしなくとも、良心にかけて事実を明らかにしないと身が立たない場合には話してもらえることはある。

ですから、検察官は自分も、良心にかけて捜査をする以外にはないので。勝手に調書はないかといった議論もあります。それらに

を作つて署名しろと怒つたという話も聞きましたが、そんなことでは本当の話は出できません。人から話を聞くというのは生易しいことではない。習い覚えて、本当の話を聞いていくという能力は法律家として大事なことです。

若林誠一（N H K） 二点お尋ねします。ま

ず裁判員制度。司法制度改革審議会の考え方は裁判員を無作為に選び、市民の公的な義務として参加するところに重大な点があると言つているように思いますが、今日の話からすると、場合によつたら一定の資格を持った人を選んでいくというヨーロッパ型の参審制度を念頭におかれているのか。そうだとすると、審議会の精神と違つてくると思いませんがいかがでしょうか。

わたしにいろいろ言つてくる人もいます。「そんなことは税金払つておまえらにやらせているのに、なんでわれわれが出ていかなければならんんだ」と言う人もいる。そういう人たちには参加してもらう理由をはつきり伝えなくてはいけない。でも、「今の裁判が無茶苦茶になつてているから、皆さんに参加してもらわないと駄目なんだ」という論拠はまだ薄弱です。いろんな社会事象が起きて裁判官だけに任せてしまはねない、これからは自分たちも裁判に参加しなくてはならない、というようなことがないと、国民の納得を得られない。だから、もっと国民の間で議論を深めて、参加の必要性を広めて意思形成をしてもらいたいのです。

「これから社会は個人個人が社会のために参加していくことを保証し、義務づけることが必要なんだ」「そういうことを分かつて

ついてどのように考えておられるか。

原田 一般国民の参加ではなくて資格のある者だけの参加というものとは、ちょっと違います。審議会の意見が一般国民を相手にするとなつてることは、よく承知しています。ある特定の分野の専門家の意見を聞くというのは別の観点からすれば、それもあつてよい

もううために裁判員制度をやるんだ」という声があります。しかし、わたしは司法制度改革を、そのためのテストケースとか国民教育の観点からやらせるということはどうかと思う。そういうことだけを強調すると、「自分たちを教育するつもりか」という話になつてしまふので気をつけないといけないと思います。ですから、いろいろな観点から幅広く議論したうえでやることが必要ではないか。最初から完璧な制度を作るのはかなり困難が伴う。ですので、まずは改善の余地があるもので出発し、そこで十分理解を得て具体的な法案づくりや提案を国会で論議することが必要だと思います。

二点目の質問。簡易鑑定で面倒くさいことを逃しているのではないかということは、率直に言つてあるかもしれませんね。なかなか難しいのです。材料がなく、動機がはつきりしない、おかしなことを口走つてゐる。その場合の簡易鑑定といつても、精神医学の専門家に検察庁に来てもらつて鑑定意見をつけてもらうわけです。専門家の意見を聞きながら、これ以上調べてもうまくいかないから、措置入院ができるならそちらの方でやつてもらおうことはあるかもしれません。精神能力の問題と医学的な精神病との関係や、法律的な判断としての精神能力の問題、あるいは耗

弱だつたと認める必要があるかどうかの吟味。どれもこれまで不十分な面はあつたと思います。今後の議論の中で検証する必要があるかもしれません。

わたし自身も簡易鑑定の結果、不起訴にしてしまつたことがある。中には「だまされたかな」と思うものもありました。何ヵ月間も正式鑑定するのが難しいので、関係当局と相談し、措置入院させてもらつたのですが、こうしたこともこれから検証する必要がある。これから法案が出てくる段階で、いろいろな意見を述べただけたらと思います。

竹内陽一（常陽） 社会資本としての司法

コストの充実についてかねてから主張がおりのようですが、来年度はどのくらい増えますか。

原田 それは真剣に考えてもらわなければならない。要求は相当出ます。現場を見た場合、検事は検察事務官と一体となつてやつています。しかし、検察事務官はずつと純減です。検事の増員を生む財源は検察事務官を吐き出してつくつたものなのです。ですから、現場ではかなり窮屈になつてゐる。裁判所も裁判官、書記官、スタッフの増員を要求しますので、検察事務官の増員要求もやつてもら

います。

審議会に対するいくつかの意見の中に「どうして司法だけが勝手なことを言うんだ」という声があるようですが、なぜ必要かという議論をもつとしてもらいたい。社会制度の中で司法はどんな役割を果たしているのか。新しい時代、国際的に共通の適正な手続きも必要です。しかも透明で、なおかつ、予想できる紛争解決の制度としての司法の役割も必要です。ですから、そのための充実はやるべきです。

（文責・長谷川）

■記者会見 九月十日（月）

地方への税源移譲で 多核型の都市政策推進を

太田房江 大阪府知事



運営してまいりました。

再生と再建の両輪路線をいく

ピーケ時に比べてほぼ半分になつた税収と、特別会計で長年行つてきた開発型プロジェクトの負の遺産とで、平成十八年度には「倒産」の危険性もある大阪府。知事は回避策として八月三日に発表した行財政計画案の骨子とその基本的な考え方を説明し、新しい行政システムのあり方に関連して「大阪都構想」にも理解をもとめた。

日本を代表するジャーナリストの皆さま方の前でお話をさせていただくということで、少々緊張しております。テーマとしていただきましたのは、行財政改革に取り組んでいる大阪の現状ということです。

私は就任以来、府政の再生、これがイコール行財政改革ですが、それとあわせて都市の再生、そして産業の再生ということも力を入れてまいりましたので、そうしたこともあわせてお話をさせていただこうと思います。

府知事になりましたから約一年半が過ぎるわけです。その前に岡山県で副知事も経験しました。しかし、それにもまさる大変な財政状況のところに飛び込みまして、まずは府政の再生、行財政改革をやらなくてはならないということになつたわけです。ただ、私は選挙のときからいつおりましたけれども、産業の再生と府政の再生は車の両輪です。着任いたしましてからも、そういう気持ちで府政を

産業の再生、都市の再生という前向きの元気を出す施策と、そして府政の再生、行財政改革という、後ろ向きとはいしませんけれども、とにかく再建をするということ、私はこの両方をやつているわけです。小泉内閣の構造改革が、構造改革か景気対策かという、そういう相反するものとして語られている一方で、私は車の両輪としてやっております。

もちろん、まだ結実をしたわけではありません。途上ではありますけれども、車の両輪としての対応を可能にしておりますのは、国

のよう縦割りの省庁の上に、総理がいるということではないからです。地方自治体といふのは、これは多くの知事さんがおっしゃることだと思いますが、小さな大統領制のようないところがあります。霞が関でいえば国土交通省や、経済産業省に当たるいろいろな部があるわけですけれども、それらを総合して調整することが知事には認められております。もちろん、過去からの経緯がありますから、全部をというわけにはいきませんが、少なくとも選択と集中というような言葉にあるように、限られた資源をどこに集中して投入して

いか、そのときにはどこから財源を、あるいは人材をもつてくるかということは、私の判断でできるということです。

私は、今は資源、すなわち予算と人材といつていいと思いますけれども、これを集中することによって、大阪の町に元気を取り戻すということをやっています。調べてみますと、上本部と建築都市部といういわゆる公共事業を担当してきたところが、バブルがはじけてからも、国の経済対策等でずっと予算が増加し、高どまってきたわけです。平成八年がピークでした。

ピーク時に、この二つの部を足した予算は、全体の予算の二割、二〇・八%、五分の一を占めておったわけです。その後八年から、急激に財政再建あるいは改革ということで減らし始め、特に十二年度、十三年度で公共事業関連の予算を減らすことをやりました。

現在、十三年度の当初予算のベースで一四・八%、実に六ポイントも公共事業関連の部の予算が、少なくとも当初予算のベースでは減った。シェアということで減ったということです。こういったところを減らして、私は商工関連予算を増やしました。今土木部と商工部との予算はほとんど同じで、三千数百億円で並んでおります。

こういうことで、私は府政の改革と、都市

の再生・産業の再生ということを両建てでやつております。

開発志向行政からの離脱

大阪府というのは、皆さんご存じの方もいらっしゃると思うんですけども、古くは千里ニュータウン、それから堺泉北臨海工業地帯というような工業地帯の造成、こういうことを率先してやりました。

しかし、これは国においてもそうですけれども、こういう右肩上がりを前提とした開発志向の行政というのが、本当に尾を引いておりました。私が着任したのは平成十二年の二月ですけれども、そのときもまだ、開発行政を担当してきた大阪府企業局というところは大変に元気で、右肩上がりを前提とした事業を継続しておりました。

一方で過去の面的プロジェクトなどの公債償還があり、他方で税収は増えない。こういう中で、さつき申し上げたように、財政再建と産業・都市の再生という一兎を追うようなことを今やつておるわけです。しかし、私が八月三日に公表いたしました行財政計画案」というのは、こういうと總理にしかられるかもしれませんけれども、小泉首相の構造改革よりも深堀りをしている、と自負しております。

大阪の北部に、池田小学校の近くですけれども、箕面市という市があります。その山を削って、人口一万五、六千人の「水と緑の健康都市」をつくるという計画が着任したときになりました。一方で人口の都心回帰が顕著に始まっている中で、郊外型の、山を削つてニュータウンをつくるという構想が、いかがなものかということを私は考えました。これが財政再建の私の第一歩であつたかもしだれ

ません。右肩上がりの経済を前提にして実施をされてきているこの開発プロジェクト、そして一方で激減をしていく税収、これらを目前にいたしまして、とにかく改革をする以外にないと感じたわけあります。

大阪府の税収は、平成元年が法人・事業税などの法人二税のピークだったのです。今は半分の水準になつております。ですから、大都市圏の中でも特に厳しい。神奈川県や愛知県も厳しいですけれども、それより厳しい状況なわけです。

一方で過去の面的プロジェクトなどの公債償還があり、他方で税収は増えない。こういう中で、さつき申し上げたように、財政再建と産業・都市の再生という一兎を追うようなことを今やつておるわけです。しかし、私が八月三日に公表いたしました行財政計画案」というのは、こういうと總理にしかられるかもしれませんけれども、小泉首相の構造改革よりも深堀りをしている、と自負しております。

準用再建団体をどう回避するか

当然のことですけれども、大阪府が準用再建団体になれば、企業でいいますと倒産です

ので、国から管財人がやってきまして、私どもは公債も発行できなければ、自由な自治というのも全然なくなってしまいます。私どもで、準用再建団体に陥るかどうかの瀬戸際のところで、いろいろシミュレーションをやってみました。今年の初めの時点で、このままでいくと平成十八年だなということがわかりました。私どもは「十八年危機」というふうにいってきたわけですけれど、まずこの十八年危機は絶対に回避をする。これが、知事に就任した私の第一の責務であると考えたわけです。

しかし、面的開発プロジェクトが右肩上がりの経済を前提にしたまま放置をされているわけですから、これをどうするのかという問題が準用再建団体回避に含まれてくるわけです。これまで、すべて一般財源ベースでした。企業局のやつてきたことは特別会計なものですから、一般会計とは別建てになつてゐるわけです。これまで一生懸命やつてきた財政再建策というのは、大体この一般会計の中でいらぬものは切り、人員を削減していくというような施策だったわけです。しかし、このまでは、企業局会計の方がおそらく不良債権をいっぱい抱えてパンクしてしまうことになるわけです。したがつて、私としては、企業局会計も一緒にした上で財政再建団体に

陥らないようにするためにはどうしたらいいか、ということを考えねばならなかつたということです。

すでに公表されていることですけれども、大阪府は、閑空ができたので、真ん前にたくさんの工場や商業施設をつくろうということ、「りんくうタウン」を開発いたしました。けれども、分譲が全然うまくいっておりません。さもありなん。商業用地に至つては、一平方メートル当たり八十数万円で売つておつたわけですから。坪じやないですよ。この価格で売れるわけがない。したがつて、この含み損をきつちりと計算して、ブラックボックスをなくした上で、それも含めて整理・解消していくしかないといけない。この含み損は二千億円をちょっと超える。全部寄せるともう少しあるので、いわゆる企業局会計の赤字というのは、二千億円を少し超えるというこになりました。

これに、住宅供給公社ですか土地開発公社ですか、いくつか考慮に入れなければならぬものがあります。これらを含めて、私たちの一般会計は三兆円規模ですけれども、これから十年の間に問題を解消しつつ、財政再建路線にもつていこうということを考えたわけです。

国の構造改革もそうですけれども、よくい

われることは痛みを伴う構造改革はいいけれども、その先が見えないとすることがよく指摘されます。そういうこともありますので、痛みを耐えたその後にどういう府政が見えてくるのか、ということについてもある程度示したつもりです。つまり十八年危機を負の遺産を整理しつつ回避するということと、それから十年後といいますか、将来の府政を見据えた府政の再構築を図るということを提案しました。

もつといえば、低成長時代でも必要にして十分な公共サービスが受けられるような府政というのは、どういう形なのかということが、ある程度府民の皆さま方にもわかるようになりますと心がけたつもりです。

目標はスリム、サービス、セーフティー

改革の内容はいろいろあるので、かいづまんでしか申しあげられないのですけれども、この計画の理念を、私は三つのSに託しました。三つのSというのは、スリム、サービス、セーフティーということです。何やら耳障りのいい言葉が並んでるわなあ、と思われると思いますが、説明したいと思います。

スリムというのは、まず何よりも組織をスリム化して、生産性の向上、効率性、能力主

義を徹底するということです。

それからサービスというのは、府民本位の視点に立つて、府民の府政参画を求める一方で、府政の透明化を図るということです。私は、この計画の特徴の一つは、府民の府政参画だろうと思つております。

後でもう少し詳しく申しあげますけれども、大阪というところは、民の力が大変しつかりしておりますし、福祉にしましても何にしましても、官に頼らずに「わてらやるわ」というところが結構あるんです。ネットワークも、できるだけおつしやるかもしれません。具体的には、五つの改革ということで具体案を示しました。

一つ目が、最初のスリムという言葉に対応して、府政のスリム化を図ることであります。IT化、アウト・ソーシングは当然のことですけれども、私どもは職員の二〇%カットを明言いたしました。二〇%というと五人に一人ですから、大変苦しいことです。新規採用をかなり抑えますので、相当大変だなとは思っております。国が二五%ということですが、私どもも、過去も合わせれば二五%を上回ると思いますけれども、今後、二〇%をできるだけ早く削減するということです。それから出資法人、これも半減することにいたしました。現在、七十九あります。年連続ワーストを続けております。安全の問題があるということです。もちろん、安全の基盤づくりは自治体の責任の第一歩で

す。あんまりやると夜警国家になりますけれども、これをやることと同時に、府民が自立する。自己責任の原則を全うする。こういう中にあって、セーフティーネットをしっかりつくっていくということです。

このあたりについては、皆さん方、当然のこととおっしゃるかもしれません。具体的には、五つの改革ということで具体案を示しました。

全国一スリムというのを、どういうふうにとるかというのはなかなか難しいところですけれども、旧自治省がよく使う指標に、人口十万人当たりの職員数というのがあります。現在、一番すぐれているのは埼玉県で、人口は三位で百二十九人です。全国平均は三百四十人です。都市圏ほど当然少なくなるし、頑張っていることもあると思いますけれども、府がこれを二〇%削減すれば、人口十万人当たり百人ぐらいになります。ほかも頑張るとは思いますけれども、おそらく二〇%削減すれば全国で一番スリムになると思います。それから、ラスバイレス指数もだんだん落ちてきています。多分、今年のうちにラスバイレス指数が全国で一番低い水準になるだろう、と見込んでおります。

かつての栄光・企業局は廃止へ

それからセーフティーネット、これはきょうはあまり深く触れませんけれど、大阪というのは、ひつたくりが全国ワーストです。二十六年連続ワーストを続けております。安全の問題があるということです。もちろん、安全の基盤づくりは自治体の責任の第一歩で

ります。

全国一スリムというのを、どういうふうにとるかというのはなかなか難しいところですけれども、旧自治省がよく使う指標に、人口十万人当たりの職員数というのがあります。

現在、一番すぐれているのは埼玉県で、人口は三位で百二十九人です。全国平均は三百四十人です。都市圏ほど当然少くなるし、頑張っていることもあると思いますけれども、府がこれを二〇%削減すれば、人口十

出される財源——これは詭弁だといわれるかもしれませんけれども——それをあてていこうというふうに考えております。

それから、企業局は廃止します。五年以内にと思っていたんですけども、無責任に手を引くこともできませんので、五年から十年の間にできるだけ早く企業局は廃止します。

同時に、面的開発は府が主導では二度としないということも、この計画の中で宣言いたしました。

府庁の職員からしますと、この企業局という大阪府を引っ張ってきた、大阪府を代表する局の廃止というのは、これはもう大変なことであるようです。最初は大きな抵抗を受けました。けれども、コミュニケーションを図つていくうちに、やはり変わらなくてはならないという意識が、職員の中に芽生えてきました。特に若手から「やっぱりこれは廃止をしようじゃないか」という、いい意味での突き上げというんですかね、部、局長クラスを結構突き上げてくれたところがあつたと思します。そういう中で、最終的にこの企業局の廃止も書けたわけです。

三番目の改革の柱は、新しい行政システムの検討ということです。これは後ほどもう少し詳しく申し上げたいと思いますけれども、行政評価システムとか、情報公開の推進とか、

これはもう当然のことであります。私どもがこの三番目の柱で問題提起して、ぜひ皆さんにも議論していただきたいと思っておりましすのは、新しい大都市制度についてです。

大阪府の場合は、大阪市という政令指定都市があります。八百八十万人のうちの二百六十二万人が大阪市に住んでおります。ほとんどの行政は大阪市がやります。二重行政という弊害はもちろんのこと、私は岡山県におったときにも感じたんですが、西日本全域の力が落ちていく中で、二頭立ての馬車というの大坂府を引っ張ってきた、大阪府を代表する局の廃止というのは、これはもう大変なことはいかがなものかなと思つていました。やはり頭が一つで、もちろん広域にやらなければいけないんですけども、そういう意味を含めまして、私は「大阪都」というものをつくるべきだということを、この新しい行政システムの中で提起しております。

ただ、今の東京都の制度をそのまま当てはめればいい、ということではありません。新しい都制度を考えるべきではないかということがあります。私は、それは少し、やはり短絡的と申しますか、もう一步突っ込んで考えてほしいと思うのです。

あるNPOの方と話をしておりましたら、お互いに利用し合おうじゃないかという声もありました。自分たちの方がすぐれたサービスが提供できるというのであれば、「私たちはこれができます」といって提案するから、ぜひ府として利用してほしいと、こういうNPOの方々もおられました。

NPOとの協働も考えたい

四つ目は施策の重点化、NPOとの協働ということです。さつき府民の皆さんに、府政

NPOと協働しようとしますと、決して安い労働力ではなくて、最初は必ずコストが上がると思います。しかし、それを含めて長期の公共サービスということを考えたときに、やはりNPOの力を公共サービスの中に取り込んでいくように努力することが、これから自治体の一つの大きな仕事ではないだろうか、と考えたわけです。

五番目に、財政収支の改善ということです。これはもう最後の目的ですから、当然のことです。十年のうちに財政再建の日星をつけますと、申しあげたようなさまざま——大阪都構想は別ですが——ことをやれば平成二十三年度には単年度で黒字に転換して、二十四年度からは借金が返せると考えております。

これをいうと、マスコミの方は、その時点で私どもの借金は五兆円ですから、「これで再建したといえるのか?」とおっしゃるんですね。たしかにこの点では皆さま方に異論があるかもしれませんけれども、私は、借金の多寡で、健全性をそれだけをもつて判断するのはどうかと思います。もちろん、野放図に雪だるま式に膨れ上がっていくのは、私はおかしいと思います。それから、地方自治法で決められた二〇%の起債制限比率、これを超えるのもおかしいと思います。しかし、野放図

に増えていかない、十数パーセントでとどまっているとするのなら、この限りにおいては、サービスを落とさないように配慮をしながら、どんどん財政再建への道筋をつけていく、という考え方が正しいし、適切であると私は考えているわけです。

もちろん雪だるま式はいけませんから、二十三年度にめどをつけます。そのときの五兆円という借金の残高は、決して少ないとも思わない。多いと思いますけれども、府が必要な施策を講じながら、一方で財政再建の道筋をつけていく上で、この五兆円というのが一つの過渡的な数字であるというふうに、私は受け取りたいと考えております。

「大阪都構想」提案の意味

さつきの大坂都構想についてちょっと触れさせておきたいのですけれども、いろいろ調べてみましたら、これは大変なことだということがわかつきました。何よりも、大阪市が反対するのです。私は、この時代にどちらが吸収するとか、どちらが先導するとか、そういうことをいつている暇もないし、そういう時代ではないと申しあげたんすけれども、市长は反対だとおっしゃっております。

いろいろ調べてみますと、戦争直後、府県

と大都市が非常に激しく争った歴史があり、その中で政令指定都市制度というのが生まれてきたんです。この政令指定都市制度を生む一番大きな力になったのが大阪市だったんですね。先頭に立つて頑張つたんですね。

その一方で、先頭に立つて府県行政を、あるいは都構想を唱えたのが大阪府だったんですね。こういう歴史的な経緯ですから、一朝一夕にいくとは思いません。しかし、皆さん考えてみてください。これから市町村合併が進みます。三千の自治体を千にするとか、いろんな議論がございますね。

それから、報道によりますと、政令都市の要件を緩和して、人口も七十万人いたら認められるというような議論も出てきているようです。とにかく財政再建という観点から、市町村の単位は大きくするという方向で動いているわけです。それに伴って教育や福祉といった、特に住民に身近なところを中心に、権限が都道府県を通り越して、どんどん市町村へ移つてしているわけです。そういう中で、道府県というのはこれからどういうふうになつていくのか。

私は、府に来たときから、府というのはひょつとしたらなくなるかもしれないなあ、と思つたことがあります。府はできるだけ小さな政府になつて、一つはビジョンをつくつて

誘導する。もう一つは、そのビジョンの中で民間の方々や市町村が動きやすいように環境を整備していく。こういうことは仕事として残ると思います。けれども、突き詰めていくと、大きな市町村と、道州制があるんですね。

今、地方分権が議論されている中で、受け皿の議論も出始めました。そういう中で、道府県というのはどういう役割を果たしていくべきなのか。特に大都市圏で、政令都市を抱えた府県とというのはどういう役割を果たしていくのか。将来どうなるのか。これをきちんと議論しなくてはならないという思いで、この大阪都構想を提起いたしました。

私は、効率的な行政をしていく上で、新しい大阪都構想ということを考えていきたい。それを問題提起していきたいと思つてます。神奈川県や福岡県や愛知県や、その他の県でもおそらく同じようなことを感じおられるだろうと思うのです。

古くから大阪は、大阪産業都とか大阪商工都政とか、いろんな都制を提起してきた自治体です。ここは勇気をもつて、ぜひこの大阪都構想ということを、まだ構想段階で、細部にわたるまで申しあげられませんけれども、提起をしたいと考えています。

複数の都市圏構想で日本再生を

それから、もう一つだけ触れさせてください。痛みの問題はまた後から質問があれば申しあげたいと思いますが、都市再生の議論が今進んでおります。私は、両にらみでやつておりますので、都市再生についても積極的に、都市再生のプロジェクトの中に大阪圏を入れていただくべく、これまでも働きかけてまいりました。やつと八月二十八日に大阪圏におけるライフ・サイエンスの国際拠点形成というようなことを含めまして、大阪圏の問題が取りあげられました。

しかし、私はここでもう一つ皆さま方に聞いていただきたいと思つてますのは、小泉改革というのは、確かに私はぜひ実現していただきたいと思います。二十世紀の価値観でありました均一性、画一性、そして官主導という座標軸から、二十一世紀の多様性、多軸性、民主導の座標軸へと、移り変わつている最中でありますから、そういうことを含めて構造改革はぜひやつていただきたいと思つてます。私は小泉内閣の構造改革にいたしましても、都市再生にいたしましても、多様性という視点が薄過ぎるのではないかと思います。東京一極集中を容認しているかのように映る

場面もあるのです。

私は、ぜひ多核型都市政策ということをこれから推し進めてもらいたいと思っているのです。これだけの人口を抱えている日本で、東京圏だけがこれからグローバルな都市圏競争にのぞんでいくのではまずいと思います。大阪圏しかり、名古屋圏しかり、福岡圏しかり、いくつかの都市圏が世界に向かつてグローバル・コンペティションにのぞむといふことがあってはじめて、日本の競争力が増す。そして、それが日本再生に寄与していくふうに私は考えております。これについては、おそらく異論をはさむ方はいらっしゃらないだろうと思います。

ただ、その基盤をつくるための政策が、今のところ見当たらぬということです。都市再生の議論で大阪圏のことを取りあげていただいたのは多といたしております。これからもつと私どもも頑張つて、大阪圏がこの東京圏と並ぶ都市圏として、グローバルな競争に挑んでいくように、各種のプロジェクトの採択と予算の確保、さらにはそれを定着させていくことに努めていきたいと思つています。けれども、実は去年の国勢調査で、人口の減った二十四の府県のうち十六府県が関ヶ原よりも西です。「今さら何が関ヶ原やねん」といわれるかもしれません、関ヶ原より西

の府県なのです。三大都市圏で人口が流出しているのは大阪圏だけです。

私は岡山県でも仕事をしておりましたけれども、やはり首都圏の東京の牽引力に比べて、西日本の、大阪の牽引力は弱過ぎる。これを放置しておきますと、西日本全体が縮まっていく。そういう懸念を持っております。この観点からいいますと、次の三つのことを私はぜひこれから配慮してもらいたい。

一つはIT——。ITのIX拠点（インターネット接続業者間の接続ポイント）というものは、いまは、全部東京です。ですから、情報通信トライアルの九五%、中には一〇〇%だという人もいますけれども、全部東京を通つて戻る。したがつて、西日本の情報通信コストが極めて高い。これからIX拠点を分散させていくということを心がけないと、セキュリティーといった面からいってもおかしなことになります。

二つ目は公共事業の議論です。いろんな改革の議論がなされておりますけれども、私は大阪は、首都圏に比べて、道路をはじめとしたインフラ整備で二十年は遅れていると思っています。バブル前で十年遅れた。それからバブルで十年遅れた。歩道は狭いし、パリアフリー化はもちろんできていない。それからインナーエリア、木造の賃貸アパートが集ま

つて、中小の工場が密集している。このインナーエリアの整備が全く進んでいません。それから高速道路も含めて環状道路のあるいは放射線道路の整備も、関西全域でみると極めて遅れています。

ちなみに道路特定財源の大都市圏への投入比率は二〇%です。大都市圏の人口比率は四〇%です。高コストだということを考えると、私は実質一〇%だといつてもいいと思っています。道路特定財源の議論はいろいろなされておりますが、大阪に身を置いていて、都市圏の公共事業が十分だとはとても思えません。これから都市間競争が激烈になつてくる中で、都市が再生して、日本を引っ張っていくということから考えますと、都市圏への公共投資の集中配分ということは、ぜひ考えなくてはならない問題だと思つております。

最後に、税源移譲です。やはりこういう多核型の都市政策を推し進めようとしますと、その多核型都市の主体が税源を持つていないとダメだと思います。今地方税と国税を一対一にしようと、片山総務大臣もいつておられますけれども、私どもはこれを提案しております。一対一になりましたが、実はお金は増えません。一対一になりましたが、大体地方交付税とイコールです。だから、交付税が地方税に換わるだけです。

しかし、やはり自分のものになつて自分のものとして、タックス・ペイアが近くにいて、費用対効果のチエックが働きながら使うということが大変大きいんです。同じ一円でも、使い方が大きく異なつてきます。そういう意味で、この税源移譲をぜひとも実現させるのが、地域間競争を促進して多核型都市政策を編み出していく、一番大きな近道だろうというふうに考えております。

質疑応答

岡田幹治（元朝日） 二つおたずねします。

一つは、財政再建の素案なんですけれども、本当にこれで再建できるのか、非常に不安であるという声が結構強いですね。私が心配するのは、五兆円もの負債が消化できるのか。これからますます金融情勢が厳しくなつたりする中で、本当に借金が続けられるのかどうかというのが疑問です。

第二番目は、大阪都構想ですけれども、例えば岩手県の増田寛也知事もいつているように、どんどん市町村に仕事を移譲していくつまり県がなくなるということが大きな流れだと思います。一对一になりましたが、大阪都というの是一体どういう位置づけになるのか。どうも、歴史の流れというか、大きな流

れには反している構想のように思うのです
が、いかがでしよう。

太田 まず一つ目は、確かにそうおっしゃる方はおられます。とにかく、これでいけば大丈夫だなと思うような状況をつくりませんと、さつきおっしゃった地方債をいい形で発行するということにもつながらないわけです。今考えておりましたのは、平成十四年度、十五年度、十六年度を、集中取り組み期間として、この三カ年度間にどれだけのことをやるかということを、今年度中に具体的に示そうと思つております。なにはこうなる、かにこうなる、これはここまでやるというように、十年の計画を示したものと、前倒しを含めまして示そうと思います。

大阪での記者会見でもそういう質問があつたんですけども、確かに日本の国債も格付けが下がるというようなことが議論されてい中で、全く心配していないうことではありません。けれども、一方で千三百兆円の個人の金融資産がある。ですから、大阪の地方債が、もちろん私どもがさつき申し上げたような努力を積み重ねる中ではありますけれども、これが全く発行できずにお手上げになってしまふというようなことは考えにくくはないかと、私は思つております。

太田 まづ一つ目は、確かにそうおっしゃる方はおられます。とにかく、これでいけば大丈夫だなと思うような状況をつくりませんと、さつきおっしゃった地方債をいい形で発行するということにもつながらないわけです。今考えておりましたのは、平成十四年度、十五年度、十六年度を、集中取り組み期間として、この三カ年度間にどれだけのことをやるかということを、今年度中に具体的に示そうと思つております。なにはこうなる、かにこうなる、これはここまでやるというように、十年の計画を示したものと、前倒しを含めまして示そうと思います。

もちろん、三年間でこれだけのことをやる、財政再建は必ずできるのだということは示します。その上で、五兆円——今、四兆円ですから、あと一兆円なのですけれども——ちゃんと引き受けただけるように努力をしようと思つております。

それから、府がなくなるという私の大阪都構想は、増田知事の考え方と同じことなんです。市町村合併をどんどんやっていくという中で、大阪市と大阪府が両立しているという状況は、どちらも財政が大変な中で、二重行政という効率性の問題もあり問題だという指摘なのです。おっしゃっている流れに反すると

いうことではなく、私は流れに沿つていると思つてゐる。二重行政を廢して効率性を高め、そして両者が合併ないし連合することによつて、財政の基盤を強化するということになります。将来、市町村が単位となつて道州制に至るにせよ、それまでの道筋の中で、こういう都という構想も当然考えられるべきであるというふうに思ふのですけれども。

林卓男（元毎日） アジア諸国からの経済的な追い上げ、とりわけ中国からの経済的追いつきについての印象と、大阪府としての対策をお聞かせいただきたいと思います。

太田 特に大阪は家電などを中心とした製造業の蓄積が大きく、空洞化が極めてはなはだしいのです。繊維も大変な空洞化です。ある人の説によれば、十三億人もいる中国市场で、着るものも、きょう私の着ているのもそうですが、だんだんいいものになつてきてます。もちろん、すべてがそういうことにはならないと思いますけれども、繊維製品などの製造能力という意味では、おそらく中国を中心としたアジア諸国が相当部分担つていけ

で東京都のシステムを見直してみて、より行政改革にも資し、そして財政基盤の充実にも資する形を考えたいということです。

今の東京都というのは、二十三区にそれぞれ区長さんがおられて、そして区議会があるわけです。その形がいいのかどうか。問題があると思いますが、東京都を下敷きとしつつも、今の時点で見直して、より府民の納得のいく、国民の納得のいく都制度のあり方というものは考えられないものかどうかということです。

るだろうと思う。そういう意味で、いま供給過剰になっているんだろうと思うんです。

こういう中で、工場を移転したり、本社をどこかにもつていったりということが起きてきています。企業の社会的な責任というものもないとはいませんし、お考えいただきたいとは思っておりますが、長期的にみて、その流れ自体を絶対阻止しようと思っても、それはとめることはできない。そういう中で、新しい雇用の場、新しい産業、都市型産業をつくるということが、どうしても重要な要素です。

小泉改革の中でも、不良債権処理なんかは一生懸命やつておられますけれども、やつと、ここ一週間ぐらいで話題になっているけれども、雇用の受け皿の方、この計画がまだまだ不十分だと思いますね。

私どもは、この間、バイオ産業ということでお、都市再生の二次決定でいただきましたけれども、地域産業政策のレベルでみますと、結構芽が出てきているんですよ。それを大事に育てていく努力をする以外に手はないと思つております。

全国で都道府県が同じように、一にIT、二にバイオ、三に環境、四に福祉といつてますが、これも問題です。テクノポリスじゃ

ないですけど、全国に四十七つくつてしまえば終わりです。ですから、やはりそれぞれが強みのあるものを、世界と競争できるものをいかに育てる戦略を持つかということだと思います。広域的な都市圏をベースにしてです。私ども大阪はバイオだと思っています。

バイオだと思っていますけれども、これが育つまでタイムラグがあります。ここのこところをどうしようかということです。今ようやく雇用政策が議論になつております。この雇用政策でも、新しい産業の育成というところにつながるような、地域の実情に即した雇用政策が講じられるような、そういう政策を考えてほしいですね。今の雇用政策では全国一律で、あまり知恵がないと思います。

藤田太寅（N H K） 企業局の廃止決定に至る過程で、いろいろ太田さん流の手法があつたと思うのですが、何かご苦労というか、どういう工夫をなさったのか、お話ししていただけないでしょうか。

太田 とにかく一つはトップダウンをしつかりやること。私がふらつかないということですね。企業局を廃局しなければいけないと考えたのは結構早かつたのですけれども、やはりいろいろなことをいつてくる人はたくさん

あります。まず私がふらつかないということです。

それから、府庁の電子化というのも知事に就任してからやりました。電子府庁ということで、急速に進めているのですけれども、その中で、改革フォーラムという電子会議室を立ち上げました。ここに、結構若手が書き込みをしてくれます。部、局長はあまりしてくれないので、この間、九月中旬までに必ず一人一つは書き込むように、と会議で指示しました。

真的な議論がその中で展開されている。それを読むと、ああ、やっぱり変わろうとしているなということがよくわかる。時々、私の書き込みが少ないものですから、一生懸命知事に提案しているのに、何もこないじゃないかという声が上がつてくるほどです。それに対応するということも結構あります。そうした若手とのコミュニケーションを心がけております。

それからもう一つは、タウン・ミーティングではないですけれども、府民に直接語りかけて話を聞くという場をつくりました。

八月二十二日に再建計画について議論したのですけれども、当初は、府庁の職員はどんでもない意見が出てくるのじやないかとか、いろいろ心配していたんです。しかし、結果

はそうではなくて、やはり総論としては、とにかく痛みを乗り越えて、改革をやり切つてほしいという空気が非常に強かつたです。これを感じられたのが、私にとつて非常に心強かつた。九月にもやることにしておりますが、やはり直接対話ということを、抜きにしては考えられないですね。ですから、こういう直接対話と、府庁の中の電子会議などを通してのコミュニケーションの徹底が大事です。

国鉄改革をやつた人が、改革のカギはリーダーシップと世論の味方とコミュニケーションの三つだといっています。カルロス・ゴーンさんはコミュニケーションだとおっしゃった。ゴーンさんの場合は、リーダーシップはしつかりしているからいわなかつただけだと思いますけれど。やはり、この三つのかなというふうに思います。

藤原房子（元日経）企業局の廃止という

ようなことに絡んで、若手とのコミュニケーションが成り立ってきたということをおつしやいました。今、総務省でも考えておりますように、地方公務員制度の改革というのが非常に大きな課題になっていると思います。大阪府として、知事として、大阪府の職員の方の意識改革をどのように俎上にのせるのか。NPOとの協働などという具体的な項目もあ

りましたし、その他いろいろあると思うのですが、スリム化するといつても、公務員の意識が変わらない限り、あまり実効は得られないのではないかと思いますが、お考えがあつたらうかがいたいと思います。

太田 本当におっしゃるようにはいくらでも挙げられますし、またトップダウンでそれも実行できるわけですけれども、いい形でやろうとしましたら、私は、職員の意識から変わらなくてはいけないといつてきました。それがないと、とてもじゃないけれど改革はできませんですね。

さつきのコミュニケーションということもそういうことなのだろうと思うんですよ。要するに職員の意識が変わっていかなければ、結局本当の改革にならない。そういう意味でコミュニケーションということが挙げられたんだと思うんです。

ただ、私、見ておりまして、やはり納税者に近いところにいるというのは大変大きなブレッシャーですね。正直申しあげまして、私が行く直前まで、裏金づくりみたいなこともありました。しかし、私が地方行政に二回身を置いて感じましたのは、府民から直接、投書や批判がくる。あるいは新聞に報道される。そういう中にあって、それへのセンシティビ

ティというものは、本当にすばらしいものがいると思っております。

中央政府のことをいうわけではありませんけれども、納税者に近い遠いというのは、極めて大きな効果の違いがある。そういうことを、もと国において、いま地方行政に身を置く人間として感じます。

思つたより早く職員の意識は変わっている。要するに変わらなきや、もう自分たちは存在意義がなくなるんだという意識に、今なりつつある、というふうには考えております。ただ、問題なのは、やはり中高年齢層というとあれですが、部、局長ですね。私は、ここはもう人事で、若手の登用ということを図ることによって、そういう意識改革を進めようと思つています。要するに、ここのこところは、おじさんたちも変わらなければならなくなるということを人事で示す以外ないと、そういうふうに思つております。

（文責・岩崎）

おおた・ふさえ 東大経卒。一九七五年通産省入省。生活産業局住宅産業課長、近畿通商産業局総務企画部長、通産省産業政策局消費経済課長などを務める。一九七年岡山県副知事、一九九年通産省大臣官房審議官、昨年二月から大阪府知事。五十歳。